

第12期

定時株主総会 招集ご通知

開催情報

開催日時

2026年3月26日 木曜日
午前10時（開場時刻 午前9時15分）

開催場所

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
YUITO（日本橋室町野村ビル）
「野村コンファレンスプラザ日本橋」
5階大ホール

K&O エナジーグループ株式会社

証券コード：1663

目次

■ 第12期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役9名選任の件	
第4号議案 監査役3名選任の件	
■ 事業報告	20
■ 連結計算書類	35
■ 監査報告書	37

お土産等のご用意はしておりませんので、
あらかじめご了承ください。

(証券コード 1663)

2026年3月6日

(電子提供措置の開始日 2026年3月2日)

株 主 各 位

千葉県茂原市茂原661番地

K&O エナジーグループ株式会社

代表取締役社長

緑川 昭夫

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、「株主・投資家情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、「第12期定時株主総会（2026年3月26日開催）」の情報を閲覧ください。

当社ウェブサイト <https://www.k-and-o-energy.co.jp/>



また、上記のほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。以下の東京証券取引所ウェブサイト 上場会社情報サービスへアクセスのうえ、銘柄名（会社名）またはコードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「株主総会招集通知/株主総会資料」の情報を閲覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、書面（郵送）またはインターネット等によっても議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2026年3月25日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使に際しましては、3～4頁の「議決権行使に関するご案内」をご確認
いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午前10時
（開場時刻は、午前9時15分といたします。）
 2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
YUITO（日本橋室町野村ビル）
「野村コンファレンスプラザ日本橋」5階大ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第12期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告の内容、
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果
報告の件
 2. 第12期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類の内容
報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

・財産及び損益の状況の推移 ・主要な事業内容 ・主要な営業所等 ・従業員の状況 ・主要な借入先 ・その他企業集団の現況に関する重要な事項 ・会社の新株予約権等に関する事項
・会計監査人の状況 ・会社の体制及び方針 ・連結株主資本等変動計算書 ・連結注記表
・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書 ・個別注記表

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使に関するご案内

書面により議決権を行使される方へ



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。
各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2026年3月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで有効

インターネット等により議決権を行使される方へ



インターネット等による議決権行使は、次のいずれかの方法によって可能です。

- ①QRコードを読み取る方法「スマート行使」
- ②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

次ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、ご行使ください。

行使期限 2026年3月25日（水曜日）
午後5時30分受付分まで有効

- インターネット等により複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。また、書面とインターネット等の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関するのみ有効です。なお、パスワードは一定回数以上間違えますとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、議決権行使ウェブサイトの画面の案内に従ってお手続きください。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

当日出席される方へ



- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

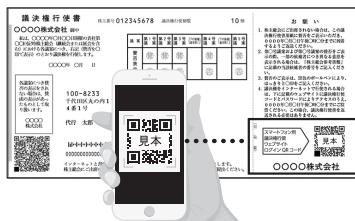
日 時 2026年3月26日（木曜日）
午前10時（午前9時15分より受付開始）

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

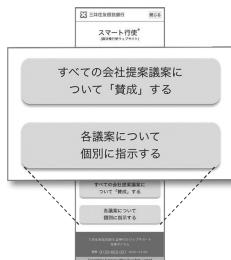
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

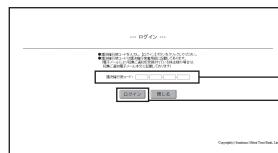
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

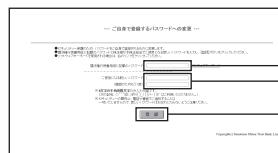
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、グループ会社を通じて、貴重な国産資源を長期的かつ安定的に生産・供給するコア事業への投資と、新たな事業領域における成長を目指した未来事業への投資のバランスを取りながら、中長期の連結業績及びフリー・キャッシュフロー等を総合的に勘案し、継続的な安定配当による株主還元の充実を目指すことを基本方針としております。この考え方にに基づき、中期経営計画（中計2027）では「累進配当」を導入するとともに、中計2027の最終年度の株主還元指標を「株主資本配当率（DOE）1.5%」としております。

当該方針に基づき、当期の剰余金処分につきましては、当期の業績も勘案のうえ、安定的な配当を継続しながら、1株当たりの配当の増額を行うこととし、次のとおり1株当たり期末配当金を30円としたいと存じます。これにより、中間配当金24円を加えた年間配当金は、前期（1株につき42円）から12円増配し、54円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 30円 総額 800,829,210円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年3月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、経営意思決定と業務執行の分離を一層推進することで、ガバナンス体制を強化するため、執行役員体制の見直しを行いました。かかる見直しに伴い、今後は社長の職位は執行役員が担うこととし、それに合わせるため、現行定款の第15条（招集権者および議長）、第22条（代表取締役および役付取締役）および第23条（取締役会の招集権者および議長）の規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役社長1名を選定し、必要あるときは、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 前項の<u>取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の<u>取締役</u>が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>役付取締役</u>を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 前項の<u>取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の<u>取締役</u>が取締役会を招集し、議長となる。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役5名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	候補者属性
1	みどりかわ あきお 緑川 昭夫 (男性)	代表取締役社長社長執行役員 情報システム部担当	再任
2	もり たけし 森 武 (男性)	代表取締役専務執行役員 経営企画部・人事部担当	再任
3	やしほ のぶひこ 八代 伸彦 (男性)	取締役執行役員 経理部長	再任
4	じょう ひさなお 城 久尚 (男性)	取締役	再任
5	きくち みさお 菊池 節 (女性)	社外取締役	再任 社外
6	いしづか たつろう 石塚 達郎 (男性)	社外取締役	再任 社外 独立
7	こばやし さだよ 小林 貞代 (女性)	社外取締役	再任 社外 独立
8	もりもと よしゆき 森本 芳之 (男性)	社外取締役	再任 社外 独立
9	ますだ ゆみこ 増田由美子 (女性)	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
1	<p style="text-align: center;">みどり かわ あき お 緑 川 昭 夫 (1958年8月23日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1981年 4月 大多喜ガス(株)入社 2010年 3月 同社取締役供給・技術本部長、供給部長 2011年 3月 同社取締役技術部管掌供給部長 2013年 5月 同社取締役供給部管掌技術部長 2014年 1月 当社執行役員 大多喜ガス(株)取締役供給部管掌技術部長 2015年 3月 大多喜ガス(株)代表取締役常務供給部管掌技術部長 2017年 3月 関東天然瓦斯開発(株)取締役 2018年 3月 当社常務取締役常務執行役員 大多喜ガス(株)代表取締役社長 2020年 3月 当社代表取締役社長社長執行役員 2025年 3月 当社代表取締役社長社長執行役員情報システム部管掌・大多喜ガス(株)管掌 2026年 1月 当社代表取締役社長社長執行役員情報システム部担当 (現) 大多喜ガス(株)取締役相談役 (現)</p>	13,968株
<p>【取締役候補者とした理由】 緑川昭夫氏は、主に大多喜ガス(株)において都市ガスの供給・技術部門に携わった後、2018年3月から同社代表取締役社長として、都市ガス事業の経営を所管し、2020年3月からは当社の代表取締役社長社長執行役員として、当社グループの経営全般をリードしております。 都市ガス事業における各種技術に精通するとともに、経営に関する豊富な経験・実績を有しており、当社グループの事業発展や企業価値向上に資すると考えられることから、引き続き取締役候補者として選任しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
3	やしろ のぶ ひこ 八代伸彦 (1965年12月8日生) 再任	1988年 4月 大多喜ガス(株)入社 2014年 1月 同社経理部長 2020年 3月 当社執行役員経理部長 2023年 3月 当社取締役執行役員経理部長(現)	4,256株
【取締役候補者とした理由】 八代伸彦氏は、当社グループにおいて主に経理部門に携わってまいりました。当社グループの財務・会計分野において豊富な経験・実績を有しており、今後の当社グループの事業発展や企業価値向上に資すると思われることから、引き続き取締役候補者として選任しております。			
4	じょう ひさ なお 城久尚 (1967年8月9日生) 再任	1993年 4月 大同ほくさん(株)入社 2000年 4月 エア・ウォーター(株)ガス化学研究所入所 2016年 7月 ミサワ医科工業(株)代表取締役社長 2017年 6月 斎藤医科工業(株)代表取締役社長 2018年 4月 ミサワ医科工業(株)取締役生産本部長 2018年 11月 (一社)日本産業・医療ガス協会常務執行役員 2023年 3月 当社取締役執行役員 関東天然瓦斯開発(株)取締役環境保安部長(現) 2026年 1月 当社取締役 (現) K&Oヨウ素(株)取締役 (現)	0株
【取締役候補者とした理由】 城久尚氏は、エア・ウォーター(株)において主に研究開発部門や医療部門に携わってまいりました。同社における経験と実績に加え、企業経営者としても豊富な経験及び幅広い見識を有しており、今後の当社グループの事業発展や企業価値向上に資すると思われることから、引き続き取締役候補者として選任しております。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
5	<p style="text-align: center;">きく ち みさお 菊 池 節 (1950年4月9日生)</p> <p>再任 社外</p>	<p>1976年11月 (株)南悠商社監査役 1977年1月 高萩炭礦(株)監査役 1997年1月 同社取締役副社長 1998年6月 パウダーテック(株)監査役 1999年6月 同社取締役 2003年1月 (株)南悠商社代表取締役副社長 2003年3月 京葉瓦斯(株)取締役 2014年6月 パウダーテック(株)代表取締役副会長 2016年6月 同社代表取締役会長(現) 2016年8月 京葉瓦斯(株)代表取締役副社長 2016年9月 (株)南悠商社代表取締役社長(現) 2016年10月 京葉瓦斯(株)代表取締役会長(現) 2020年3月 当社社外取締役(現) 2020年6月 京成電鉄(株)社外取締役(現) 2022年6月 (株)オリエンタルランド社外取締役(現)</p>	25,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 菊池節氏は、長年にわたり数多くの企業経営に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しております。2020年3月より当社社外取締役として、企業経営に関する豊富な経験及び見識をもとに、当社グループの経営への助言や業務執行に対する監督を行っております。今後も、当社グループの経営全般に対して豊富な経験に基づいた有益な提言を得ることは、当社グループの企業価値向上に資することが期待されるため、引き続き社外取締役候補者として選任しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	<p style="text-align: center;">いしづか たつるお 石塚 達郎 (1955年12月23日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1978年 4月 (株)日立製作所入社 2007年10月 日立アメリカ社シニアヴァイスプレジデント 2009年 4月 (株)日立製作所理事電力グループ日立事業所長 2011年 4月 同社執行役常務、電力システム社社長 2013年 4月 同社執行役専務、電力システムグループ長兼電力システム社社長 2014年 4月 同社代表執行役執行役副社長、電力システムグループ長兼インフラシステムグループ長 2015年 4月 日立ヨーロッパ社取締役副会長兼ホライズン・ニュークリア・パワー社取締役会長 2017年 4月 日立建機(株)代表執行役会長 2017年 6月 同社代表執行役会長兼取締役 2019年 4月 同社取締役 (株)日立製作所アドバイザー 2019年 6月 (公財)日立財団理事長 2020年 3月 当社社外取締役(現) 2021年 6月 (株)タダノ社外取締役(現) 2022年 3月 AGC(株)社外監査役(現)</p>	600株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 石塚達郎氏は、総合電機メーカーの経営者として長年にわたり企業経営に携わり、豊富な国際経験と幅広い見識を有しております。2020年3月より当社社外取締役として、豊富な専門知識及び経験をもとに、当社グループが直面するさまざまな業務課題への助言や業務執行に対する監督を行っております。今後も、当社グループの経営全般に対して豊富な経験に基づいた有益な提言を得ることは、当社グループの企業価値向上に資することが期待されるため、引き続き社外取締役候補者として選任しております。 また、同氏が選任された場合は、指名委員会・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で委員会の審議を担っていただく予定です。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
7	こ ばやし さだ よ 小 林 貞 代 (1966年5月17日生) 再任 社外 独立	1989年 4 月 (株)資生堂入社 2015年 4 月 同社経営企画部未来創造局長 2017年 2 月 KODOMOLOGY(株)代表取締役社長 2023年 3 月 当社社外取締役(現)	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 小林貞代氏は、当社グループ事業とは異なる化粧品メーカーにおいて活躍してきた人材であり、組織風土改革や新規事業開発、企業経営等における豊富な経験と幅広い見識を有しております。2023年3月より当社社外取締役として、当社グループのダイバーシティ推進をはじめとした各種施策への助言や業務執行に対する監督を行っております。今後も、当社グループの企業価値向上に資することが期待されるため、引き続き社外取締役候補者として選任しております。 また、同氏が選任された場合は、指名委員会・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で委員会の審議を担っていただく予定です。			
8	もり ちと よし ゆき 森 本 芳 之 (1956年5月29日生) 再任 社外 独立	1981年 4 月 (株)ブリヂストン入社 2008年 4 月 同社執行役員タイヤ基礎開発担当 2011年 4 月 同社常務執行役員タイヤ開発管掌 2012年 4 月 同社取締役常務執行役員タイヤ開発管掌兼品質経営管掌 2013年 4 月 同社取締役専務執行役員技術管掌 (CTO) 2015年 4 月 同社専務執行役員 BRIDGESTONE AMERICAS, INC. 会長 2016年 4 月 (株)ブリヂストン参与 2019年 4 月 AGC(株)社外常勤監査役 2024年 3 月 当社社外取締役(現)	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 森本芳之氏は、(株)ブリヂストンにおいて取締役・CTO(最高技術責任者)として、主に技術・開発部門でグローバルに企業経営に携わり、また、AGC(株)の社外常勤監査役としても実効性の高い監査を行うなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。2024年3月より当社社外取締役として、技術・開発分野をはじめとした各種施策への助言や業務執行に対する監督を行っております。今後も、当社グループの企業価値向上に資することが期待されるため、引き続き社外取締役候補者として選任しております。 また、同氏が選任された場合は、指名委員会・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で委員会の審議を担っていただく予定です。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
9	<p style="text-align: center;">ます だ ゆみ こ 増 田 由美子 (1955年10月20日生)</p> <p style="text-align: center;">再任 社外 独立</p>	<p>1990年 5月 (株)ベルシステム 2 4 入社 1996年 9月 日本アイ・ビー・エム(株)入社 2003年 1月 同社ビジネスコンサルティングサービスパート ナー 2006年 7月 SAPジャパン(株)フィールドサービス統括本部ス トラテジックインダストリーディレクター 2009年 6月 (株)消費者の声研究所代表取締役 (現) 2018年 6月 (株)ピーシーデポコーポレーション社外取締役 2022年 6月 (株)DTS社外取締役 (現) 2023年 3月 関東天然瓦斯開発(株)顧問 (監査役補佐) 大多喜ガス(株)顧問 (監査役補佐) 2024年 6月 (株)NITTAN社外取締役 (現) 2025年 3月 当社社外取締役(現)</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 増田由美子氏は、複数の外資系IT企業において、ソリューション営業・CSコンサルティング部門の マネジメントを経験しており、女性の活躍推進や消費者・顧客志向経営等における豊富な経験と幅 広い見識を有しております。また、2023年3月より当社の子会社である関東天然瓦斯開発(株)及び大 多喜ガス(株)にて顧問 (監査役補佐) として、監査役監査の実効性向上と社外目線での監査拡充にお いて重要な指摘・助言をいただいております。これらの経験・見識から当社グループのダイバ ーシティ推進や人材育成に関して有益な提言を得ることが期待されることから、引き続き社外取締 役候補者として選任しております。 また、同氏が選任された場合は、指名委員会・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で 委員会の審議を担っていただく予定です。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 菊池節氏、石塚達郎氏、小林貞代氏、森本芳之氏及び増田由美子氏は、社外取締役候補者でありま
す。
3. 石塚達郎氏、小林貞代氏、森本芳之氏及び増田由美子氏は、(株)東京証券取引所に対し独立役員とし
て届け出ており、原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 菊池節氏、石塚達郎氏、小林貞代氏、森本芳之氏及び増田由美子氏は、現在、当社の社外取締役で
あり、社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって次のとおりとなります。
- | | |
|-------|----|
| 菊池節 | 6年 |
| 石塚達郎 | 6年 |
| 小林貞代 | 3年 |
| 森本芳之 | 2年 |
| 増田由美子 | 1年 |

5. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案をご承認いただいた場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の内容の概要は事業報告（28頁）に記載のとおりであります。なお、当該保険契約は2026年3月に更新を予定しております。

(ご参考)

当社は、長期経営ビジョン「VISION2030」を実現するために、多様性や独立性を確保するとともに、次の知識・経験・能力を有する者を候補者としております。

取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）は以下のとおりであります。

候補者番号	氏名	ス キ ル						
		企業経営 組織運営	法務 リスク管理	財務・会計	エネルギー ヨウ素	技術 研究開発	マーケティング 営業	サステナ ビリティ
1	みどりかわ あきお 緑川 昭夫	●	●	●	●	●	●	
2	もり たけし 森 武	●	●	●	●		●	
3	やしろ のぶひこ 八代 伸彦		●	●				
4	じょう ひさなお 城 久尚	●	●			●		●
5	きくち みさお 菊池 節	●	●	●	●			
6	いしづか たつろう 石塚 達郎	●	●	●	●	●		●
7	こばやし さだよ 小林 貞代	●	●				●	●
8	もりもと よしゆき 森本 芳之	●	●			●		●
9	ますだ ゆみこ 増田由美子	●	●				●	●

(注) 上記一覧表は、各取締役候補者が有する全てのスキルを示すものではありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役 丸和彦氏、内田晴喜氏及び小鍛冶広道氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、社外監査役2名を含む監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	候補者属性
1	<small>まる かずひこ</small> 丸 和彦 (男性) 常勤監査役		再任
2	<small>うちだ はるき</small> 内田 晴喜 (男性) 社外監査役		再任 社外
3	<small>こかじひろみち</small> 小鍛冶広道 (男性) 社外監査役		再任 社外 独立

再任 再任監査役候補者

社外 社外監査役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	まる かず ひこ 丸 和 彦 (1963年3月24日生) 再任	1981年4月 関東天然瓦斯開発(株)入社 2014年1月 当社経理部会計グループマネージャー 2018年3月 大多喜ガス(株)経理部長 2020年3月 当社常勤監査役(現) 関東天然瓦斯開発(株)監査役(現) 2021年3月 K&Oヨウ素(株)監査役(現)	1,000株
	【監査役候補者とした理由】 丸和彦氏は、当社グループ各社において長年にわたり主に経理部門に携わり、財務及び会計に関する豊富な知識及び経験を有しております。2020年3月より当社及び関東天然瓦斯開発(株)の監査役として、これらの豊富な見識等を活かし、実効性の高い監査を行っております。当社のガバナンスの充実に資することが期待されるため、引き続き監査役候補者として選任しております。		
2	うち だ はる き 内 田 晴 喜 (1960年4月13日生) 再任 社外	1983年11月 東洋興産(株)入社 2003年4月 同社管理部長 2019年12月 (株)合同資源経理部長 2021年12月 同社取締役執行役員総務部長兼経理部長 2023年1月 同社上席アドバイザー 2023年12月 同社退社 2024年12月 同社取締役管理本部副本部長 2025年3月 同社取締役管理本部副本部長兼経理部長(現) 当社社外監査役(現)	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 内田晴喜氏は、天然ガス鉱業及びヨウ素事業において長年にわたり主に経理部門に携わり、財務・会計に関する豊富な知識及び経験を有しております。これらの豊富な見識等を活かし、客観的・専門的な視点から監査を行い、当社のガバナンスの充実に資することが期待されるため、引き続き社外監査役候補者として選任しております。		
3	こ か じ ひろ みち 小 鍛 冶 広 道 (1972年12月18日生) 再任 社外 独立	1998年4月 弁護士登録、第一東京弁護士会入会、第一芙蓉法律事務所入所 2009年1月 第一芙蓉法律事務所パートナー弁護士(現) 2018年3月 当社社外監査役(現)	0株
	【社外監査役候補者とした理由】 小鍛冶広道氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、長年にわたる弁護士活動を通じて、企業法務と経営実務に関する高い見識を有しております。2018年3月より当社社外監査役として、これらの豊富な企業法務等の見識を活かして、実効性の高い監査を行っております。当社のガバナンスの充実に資することが期待されるため、引き続き社外監査役候補者として選任しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 内田晴喜氏及び小鍛冶広道氏は、社外監査役候補者であります。
3. 小鍛冶広道氏については、(株)東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 内田晴喜氏及び小鍛冶広道氏は、現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会の終結の時をもってそれぞれ1年及び8年となります。
5. 当社は、監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案をご承認いただいた場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の内容の概要は事業報告(28頁)に記載のとおりであります。なお、当該保険契約は2026年3月に更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかな回復がみられました。一方、米国の通商政策による影響、物価上昇の継続、金融資本市場の変動の影響が懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状況が続きました。

こうしたなか、当連結会計年度の売上高については、主に販売価格の低下によってガス事業の売上高が減少したことなどにより、1.2%減少の91,354百万円となりました。一方、ヨウ素販売価格が上昇したことなどにより、営業利益は20.1%増加の10,594百万円、経常利益は19.0%増加の11,699百万円となりました。さらに、特別利益として、設備の移転に係る補償金が発生したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は35.9%増加の8,379百万円となりました。

なお、増減の比較については、全て「前連結会計年度」との比較であります。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

<ガス事業>

輸入エネルギー価格の影響によりガス販売価格が低下したことや、発電用途のガス販売量が減少したことなどにより、売上高については6.2%減少の67,692百万円、営業利益については2.4%減少の4,966百万円となりました。

<ヨウ素事業>

ヨウ素の輸出建値の上昇に伴い販売価格が上昇したことや、ヨウ素販売量が増加したことなどにより、売上高については11.6%増加の15,092百万円、営業利益については16.0%増加の8,768百万円となりました。

<その他>

建設事業の受注高が増加したことなどにより、売上高については26.9%増加の8,569百万円、営業利益については75.5%増加の789百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、総額7,546百万円であり、内訳は以下のとおりであります。なお、重要な設備の除却等はありません。

区 分	当連結会計年度 設備投資額	当連結会計年度中に 完成した主要設備
ガ ス ・ ヨ ウ 素 開 発	1,495百万円	生産井掘さく（1坑井） ハイパワーリフトによる増産対策（1坑井）
ヨ ウ 素 製 造 設 備 増 強	1,284百万円	ヨウ素製造後半工程設備更新、 井戸元吸着設備新設
ガ ス 導 管 等	791百万円	本支管6km、供給管2km
老 朽 設 備 更 新 (B C P 対 応 含 む)	2,060百万円	生産設備及びガス導管改修
シ ス テ ム 関 連	314百万円	都市ガス料金調定システム改修
そ の 他	1,598百万円	設備の移転に係る補償金工事
計	7,546百万円	—

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

世界では、地政学リスクの高まりや急速な技術革新、気候変動影響の顕在化など、さまざまな不確実性や課題に直面しているなか、各国ではこれまで以上にエネルギー価格、産業競争力、エネルギー安全保障等に重点を置きながら、エネルギー分野のトランジション（移行）の実現に向けた取り組みを推進する動きがみられます。わが国においても、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素を同時に実現していく必要があり、第7次エネルギー基本計画では2040年以降のカーボンニュートラル実現に向けたエネルギー需要構造を視野に入れつつ、「S+3E^{*}」の原則のもと、エネルギー安定供給を将来にわたって確かなものとするための計画が示されています。

こうした状況下において、当社グループが操業する南関東ガス田における水溶性天然ガスは、貴重な国産エネルギー資源であるとともに、化石燃料の中で最も温室効果ガスの排出が

少ないという特長を持つことから、脱炭素社会に向けたトランジション期における主力エネルギー源の一つとして引き続き重要な役割を担っており、さらにカーボンニュートラル実現後も重要なエネルギー源と位置付けられていることから、安定的な開発・生産を推進していく必要があります。また、ガス事業者は脱炭素燃料・技術の供給分野等でメインプレイヤーであり続けることが期待されているとともに、地域に根ざしたエネルギー事業者として、地域のお客さまが求めるエネルギーやサービスを提供することに加え、エネルギーの安定供給の確保や、自治体や地域企業との連携による地域創生やSDGsへの貢献、さらには再生可能エネルギー等の地域資源を活用した脱炭素化への貢献といった取り組みが期待されており、当社グループもこれらの期待に応えていく必要があります。さらに、ヨウ素は、医療分野から電子産業分野まで需要が拡大しており、今後も新興国を中心に安定的に市場が拡大していくことが見込まれております。加えて、再生可能エネルギーに関する次世代技術として、早期の社会実装を目指し技術開発が進められているペロブスカイト太陽電池の主要な原料として、注目を浴びています。ヨウ素資源は主にチリと日本に偏在しており、ヨウ素及びヨウ素化合物の需要の拡大に見合う供給が求められています。

また企業の役割として、多様な人材がさまざまな領域で活躍し、社員一人ひとりが積極的に能力を開発・発揮できるよう、活躍の領域を広げる環境整備・制度を推進することや、持続可能な企業グループとして成長するための経営基盤の強化やガバナンスの向上を実現することが求められています。

※S+3E…安全性 (Safety)、安定供給 (Energy security)、経済性 (Economic efficiency)、環境 (Environment) の頭文字をとったもので、日本のエネルギー政策の原則となるもの。

こうした事業環境に鑑み、当社グループは、「2030年に向けた経営方針」と長期経営ビジョン「VISION2030」を踏まえ「中期経営計画（中計2027）」に取り組み、単年度実行計画を着実に達成していくことにより、マテリアリティ（重要な社会課題）を解決し、地域社会の発展及び持続可能な社会の実現に貢献するとともに、企業グループとしてさらなる成長を目指します。

～「2030年に向けた経営方針」～

- (1) 国産資源開発のスペシャリストとして、環境と調和した開発を推進し、持続可能な社会の実現に貢献します。
- (2) 地域社会に欠くことができない総合エネルギー事業者として、快適で豊かな生活の実現に貢献し、暮らしと経済を支えます。
- (3) ステークホルダーの期待に応え、持続可能な企業グループとして成長します。

～中計2027の重点戦略～

1.コア事業戦略

(1)資源開発

水溶性天然ガス開発のリーディングカンパニーとして、環境に配慮しながら開発を進めるとともに、S+3Eにすぐれた千葉県産天然ガスを千葉県内に供給し、千産千消を推進します。

(2)エネルギー事業

お客さまに対して最適なエネルギーサービスを提供します。

(3)ヨウ素事業

ヨウ素サプライヤーとして需要拡大に応え、世界的に希少な資源であるヨウ素の増産に取り組みます。

2.未来事業戦略

(1)再エネ事業

再エネ事業に30億円以上投資し、地熱・洋上風力などの再エネ関連事業に挑戦します。

(2)CCS事業

CCSの適用に向けた検討を推進します。

(3)森林保全事業

2030年頃までに国内外の森林保全事業への参画を目指した取り組みを推進します。

3.経営基盤戦略

(1)人材

「社員一人ひとりが積極的に能力を開発・発揮し、高い目標に向かって挑戦する企業風土」の実現のため、人材力強化に取り組みます。

(2)DX

2030年を見据えたDXの基盤を整え、施策を推進します。

(3)ガバナンス

持続可能な企業グループとして成長するため、経営基盤の強化やガバナンスの向上に取り組みます。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
関東天然瓦斯開発(株)	7,902百万円	100.0%	天然ガス事業
大多喜ガス(株)	2,244百万円	100.0%	都市ガス事業
K & O ヨウ素(株)	300百万円	80.0%	ヨウ素事業
(株) W E L M A	100百万円	100.0%	地熱井等の掘削

(注) 1. 連結子会社は上記の4社であります。

2. 当連結会計年度の事業の概況につきましては、「(1)事業の経過及びその成果」の欄に記載のとおりであります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
関東天然瓦斯開発(株)	千葉県茂原市茂原661番地	18,204百万円	65,442百万円
大多喜ガス(株)	千葉県茂原市茂原661番地	16,048百万円	

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

120,000,000株

(2) 発行済株式の総数

26,694,307株（自己株式1,641,754株を除く。）

(3) 株 主 数

13,773名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株)合同資源	4,903千株	18.3%
エア・ウォーター(株)	4,575千株	17.1%
京葉瓦斯(株)	3,690千株	13.8%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,587千株	5.9%
(株)千葉銀行	709千株	2.6%
(株)プレミアムウォーターホールディングス	566千株	2.1%
三井住友信託銀行(株)	500千株	1.8%
MSIP CLIENT SECURITIES	492千株	1.8%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	347千株	1.3%
(株)千葉興業銀行	341千株	1.2%

- (注) 1. 上記のほか、当社所有の自己株式1,641千株があります。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	2,037株	3名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、30頁「3. (3) ⑤非金銭報酬等の内容」に記載しております。
2. 上記以外に当社執行役員4名（うち2名は当社子会社取締役を兼務しております。）及び当社子会社の取締役12名（うち2名は当社取締役を兼務しております。）に対して8,497株を交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
緑川 昭夫	代表取締役社長社長執行役員 情報システム部管掌・大多喜ガス (株)管掌	大多喜ガス(株)代表取締役社長
森 武	代表取締役専務執行役員 経営企画部・総務部・人事部管掌	関東天然瓦斯開発(株)代表取締役会長
八代 伸彦	取締役執行役員 経理部長	
城 久尚	取締役執行役員	関東天然瓦斯開発(株)取締役環境保安部長
菊池 節	取締役	(株)南悠商社代表取締役社長 京葉瓦斯(株)代表取締役会長 パウダーテック(株)代表取締役会長 京成電鉄(株)社外取締役 (株)オリエンタルランド社外取締役
石塚 達郎	取締役	(株)タダノ社外取締役 AGC(株)社外監査役
小林 貞代	取締役	
森本 芳之	取締役	
増田 由美子	取締役	(株)消費者の声研究所代表取締役 (株)D T S 社外取締役 (株)NITTAN社外取締役
丸 和彦	常勤監査役	関東天然瓦斯開発(株)監査役 K & Oヨウ素(株)監査役
長島 健	常勤監査役	大多喜ガス(株)監査役
内田 晴喜	監査役	(株)合同資源取締役管理本部副本部長兼経理部長
小鍛冶 広道	監査役	第一芙蓉法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 大谷康彦氏は、2025年3月26日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。
2. 取締役菊池節氏、石塚達郎氏、小林貞代氏、森本芳之氏及び増田由美子氏は、社外取締役であります。

3. 監査役内田晴喜氏及び小鍛冶広道氏は、社外監査役であります。
4. 監査役丸和彦氏及び内田晴喜氏は、長年にわたり経理部門で培った経験により、また監査役小鍛冶広道氏は、弁護士として企業法務に精通していることにより、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役石塚達郎氏、小林貞代氏、森本芳之氏、増田由美子氏及び監査役小鍛冶広道氏については、(株)東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び対象子会社(※)の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる、業務として行った行為（犯罪行為や法令に違反することを認識しながら行った行為等を除く。）に起因する法律上の損害賠償及び争訟費用としての損害（株主代表訴訟により会社に対して負担する法律上の損害賠償によるものを含む。）を填補することとしております。

(※)連結子会社である関東天然瓦斯開発(株)、大多喜ガス(株)、K&Oヨウ素(株)、(株)WELMA

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会の審議を経たうえで、取締役会の決議により定めており、その概要は次のとおりであります。

当社の役員報酬の設計方針は次のとおりとします。

- ・業績向上の動機づけとなる制度であり、特に中長期的な成長に向けた取り組みを後押しするものであること。
- ・優秀な人材を確保できる報酬水準であること。
- ・透明性のあるプロセスに基づき決定されること。

役員報酬の設計方針に基づき、当社の取締役の報酬（社外取締役を除く。）は、基本報酬、会社業績及び取締役の個人ごとの定性的な評価に応じた短期インセンティブとしての業績連動報酬（賞与）、及び中長期インセンティブとしての株式報酬により構成されます。取締役の報酬水準は、外部専門機関の客観的な報酬データを参考にして決定します。

基本報酬及び株式報酬は役位に応じて支給額を決定し、業績連動報酬（賞与）は業績の状況を勘案のうえ、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において支給します。

また、社外取締役の報酬は基本報酬のみとします。監査役の報酬は、基本報酬のみで構成し、報酬の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定します。

取締役の報酬制度内容及び取締役の報酬の額については、独立社外取締役と取締役社長執行役員で構成する報酬委員会にて案を策定し、取締役会の決議により決定します。ただし、取締役への個々の支給額の決定について、取締役会が前述の株主総会決議及び上記の報酬設計の範囲内で取締役社長執行役員に一任し、その決定に際しては、取締役社長執行役員の決定が公平な内容となるように、報酬委員会の審議を経たうえで、その審議内容を尊重して決定するものとします。

個人別報酬等の額のうち種類ごとの割合について、標準時の基準額をベースとして、基本報酬、業績連動報酬（賞与）、株式報酬の割合の目安を、80：10：10とします。

基本報酬は、取締役会が改廃権限を有する役員報酬規程に定められた金額を毎月支給します。業績連動報酬（賞与）は、当社の業績に基づき支給額を決定し、当該事業年度にかかる当社の定時株主総会終結後30日以内に支給します。株式報酬は原則として毎年1回、取締役会で定める時期に、役位に応じてあらかじめ譲渡制限付株式報酬規程にて定められた金額を基に付与します。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額については、2015年3月26日開催の第1期定時株主総会において、金銭報酬として年額200百万円以内（うち社外取締役は30百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点において、当該定めの対象となる取締役の員数は10名（うち社外取締役2名）でありました。

また、取締役（社外取締役を除く。）の報酬として、2022年3月30日開催の第8期定時株主総会において、金銭報酬としての年額200百万円以内の報酬額とは別枠で、譲渡制限付株式報酬を年額90百万円以内、上限株数を年75,000株以内（上限金額・上限株数には、取締役でない執行役員分は含まれておりません。）で付与すると決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点において、当該定めの対象となる取締役の員数は5名でありました。

監査役の報酬等の額については、2015年3月26日開催の第1期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点において、当該

定めの対象となる監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）でありました。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会にて個々の取締役の報酬の支給額の決定を取締役社長執行役員である緑川昭夫に委任しています。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うには、取締役社長執行役員の決定によることがもっとも適切と判断したからであります。

また、受任者である取締役社長執行役員の権限が適切に行使されるようにするために、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬委員会の審議を経たうえで、その審議内容を尊重して決定することとしており、当該手続きを経て、取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④業績連動報酬等に関する事項

当社の業績連動報酬（賞与）は、全社業績連動賞与と個人ごとの定性的な評価で支給される賞与で構成されます。全社業績連動賞与は当社の業績向上に対するインセンティブとすることを目的としており、支給額に連動する全社業績指標は、中期経営計画の目標と整合するよう連結経常利益（当連結会計年度における実績は、役員賞与控除前の連結経常利益である117億63百万円となりました。）としております。個人ごとの定性的な評価で支給される賞与は、既存の発想や、現状維持に甘んじることなく、中長期的な視点で変革を推し進めるインセンティブとすることを目的に、短期的な財務指標に反映されない、個人ごとの定性的な評価結果（中期経営計画を達成するための単年度実行計画の目標値など）により支給額が変動します。なお、全社業績連動賞与及び個人ごとの定性的な評価に関する妥当性は報酬委員会にて審議します。

⑤非金銭報酬等の内容

中長期的な業績及び企業価値向上のインセンティブ付与と、株主利益を意識した経営を目的として、退任時までの譲渡を制限する譲渡制限付株式を取締役兼執行役員（社外取締役を除く）及び執行役員に対して付与します。

当該株式報酬の内容は「3. (3) ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりです。なお、個人別の付与株数は、あらかじめ譲渡制限付株式報酬規程に定められた金額を、適正な価格で除して算出した株数とします。

⑥取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等 (賞与)	非金銭報酬等 (譲渡制限付株 式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	89 (28)	70 (28)	11 (-)	8 (-)	9 (5)
監査役 (うち社外監査役)	43 (4)	43 (4)	-	-	3 (1)

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 菊池 節

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

(株)南悠商社は、当社の特定関係事業者で子会社である関東天然瓦斯開発(株)が、同社よりブタンを購入しております。また、京葉瓦斯(株)は、当社の主要株主であり、関東天然瓦斯開発(株)が、同社にガスの販売を行っております。パウダーテック(株)、京成電鉄(株)及び(株)オリエンタルランドは、当社との間には特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会14回中14回全てに出席し、企業経営等における豊富な経験と高い見識を活かして、業務執行の監督等に十分な役割を果たし、経営全般にわたり適切な助言・提言を行っております。

② 取締役 石塚 達郎

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

AGC(株)は、当社の特定関係事業者で子会社である関東天然瓦斯開発(株)及び大多喜ガス(株)が、同社にガスの販売を行っております。また、関東天然瓦斯開発(株)は、同社からガスの仕入れ等も行っております。(株)タダノは、当社との間には特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会14回中14回全てに出席し、企業経営等における豊富な経験と高い見識を活かして、業務執行の監督等に十分な役割を果たし、経営全般にわたり適切な助言・提言を行っております。また、同氏は当社の任意の審議機関である指名委員会及び報酬委員会の委員として、独立した客観的な立場から積極的な意見等を述べております。

③ 取締役 小林 貞代

当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会14回中14回全てに出席し、企業経営等における豊富な経験と高い見識を活かして、業務執行の監督等に十分な役割を果たし、経営全般にわたり適切な助言・提言を行っております。また、同氏は当社の任意の審議機関である指名委員会及び報酬委員会の委員として、独立した客観的な立場から積極的な意見等を述べております。

④ 取締役 森本 芳之

当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会14回中14回全てに出席し、企業経営等における豊富な経験と高い見識を活かして、業務執行の監督等に十分な役割を果たし、経営全般にわたり適切な助言・提言を行っております。また、同氏は当社の任意の審議機関である指名委員会及び報酬委員会の委員として、独立した客観的な立場から積極的な意見等を述べております。

⑤ 取締役 増田 由美子

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

(株)消費者の声研究所、(株)DTS及び(株)NITTANは、当社との間には特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

・取締役会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

2025年3月の就任後、10回開催された取締役会のうち10回全てに出席し、企業経営等における豊富な経験と高い見識を活かして、業務執行の監督等に十分な役割を果たし、経営全般にわたり適切な助言・提言を行っております。また、同氏は当社の任意の審議機関である指名委員会及び報酬委員会の委員として、独立した客観的な立場から積極的な意見等を述べております。

⑥ 監査役 内田 晴喜

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

(株)合同資源は、当社の主要株主であり、当社の特定関係事業者で子会社である関東天然瓦斯開発(株)が、同社にガスの販売及び同社からガスの仕入れ等を行っております。また、同社と当社の特定関係事業者で子会社であるK&Oヨウ素(株)との間には、ヨウ素の製造受委託等の取引関係があります。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会への出席状況及び発言状況

2025年3月の就任後、10回開催された取締役会のうち10回全てに出席し、財務・会計に関する豊富な経験と高い見識を活かして、主にガス事業、ヨウ素事業における専門的見地から適宜発言を行っております。

(b) 監査役会への出席状況及び発言状況

2025年3月の就任後、10回開催された監査役会のうち10回全てに出席し、財務・会計に関する豊富な経験と高い見識を活かして、主にガス事業、ヨウ素事業における専門的見地から適宜発言を行っております。

⑦ 監査役 小鍛冶 広道

(イ) 重要な兼職先と当社との関係

第一芙蓉法律事務所は、当社の顧問弁護士が所属する法律事務所であります。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会14回中14回全てに出席し、豊富な経験と高い見識を活かして、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(b) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の監査役会15回中15回全てに出席し、豊富な経験と高い見識を活かして、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	53,083	流 動 負 債	12,333
現 金 及 び 預 金	30,547	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	5,374
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	10,260	短 期 借 入 金	331
有 価 証 券	8,352	未 払 金	2,961
棚 卸 資 産	2,478	未 払 法 人 税 等	2,426
そ の 他	1,449	賞 与 引 当 金	38
貸 倒 引 当 金	△4	そ の 他	1,200
固 定 資 産	74,689	固 定 負 債	6,551
有 形 固 定 資 産	42,997	長 期 借 入 金	546
建 物 及 び 構 築 物	10,442	繰 延 税 金 負 債	1,964
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	21,171	ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金	315
土 地	6,903	退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,723
建 設 仮 勘 定	2,521	そ の 他	2
そ の 他	1,957	負 債 合 計	18,884
無 形 固 定 資 産	1,762	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	29,929	株 主 資 本	101,107
投 資 有 価 証 券	20,045	資 本 金	8,000
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	8,111	資 本 剰 余 金	14,021
退 職 給 付 に 係 る 資 産	207	利 益 剰 余 金	80,252
繰 延 税 金 資 産	775	自 己 株 式	△1,166
そ の 他	822	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	4,210
貸 倒 引 当 金	△34	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,489
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	720
		新 株 予 約 権	124
		非 支 配 株 主 持 分	3,445
		純 資 産 合 計	108,888
資 産 合 計	127,773	負 債 及 び 純 資 産 合 計	127,773

連結損益計算書

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		91,354
売上原価		69,569
売上総利益		21,785
販売費及び一般管理費		11,191
営業利益		10,594
営業外収益		
受取利息	467	
受取配当金	513	
その他	163	1,144
営業外費用		
支払利息	13	
雑損失	14	
棚卸資産除却損	6	
その他	5	39
経常利益		11,699
特別利益		
関係会社株式売却益	224	
移転補償金	1,447	1,671
特別損失		
固定資産除却損	230	
その他	10	240
税金等調整前当期純利益		13,130
法人税、住民税及び事業税	3,814	
法人税等調整額	78	3,893
当期純利益		9,237
非支配株主に帰属する当期純利益		858
親会社株主に帰属する当期純利益		8,379

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

K & O エナジーグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 猪俣 雅弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武田 朝子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、K & O エナジーグループ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K & O エナジーグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

K & O エナジーグループ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 猪俣 雅弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武田 朝子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、K & O エナジーグループ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月20日

K & O エナジーグループ株式会社 監査役会

常勤監査役 丸 和 彦 ㊟

常勤監査役 長 島 健 ㊟

社外監査役 内 田 晴 喜 ㊟

社外監査役 小 鍛 冶 広 道 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

お土産等のご用意はしておりませんので、あらかじめご了承ください。

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 YUITO (日本橋室町野村ビル)
「野村コンファレンスプラザ日本橋」5階大ホール (TEL: 03-3277-0888)



交通のご案内

- ・東京メトロ 〇 銀座線・● 半蔵門線「三越前」駅 A9出口 徒歩1分
- ・JR 総武快速線「新日本橋」駅 徒歩3分
(駅地下道より東京メトロ「三越前」駅 A9出口までお越しいただけます)
- ・JR 各線「神田」駅(南口) 徒歩7分